

令和5年度

定期監査報告書

穴水町監査委員

穴 監 発 第 2 3 2 号
令和 5 年 1 0 月 2 7 日

穴水町長 吉村 光輝 様

穴水町監査委員 間庭 喜久夫
穴水町監査委員 浜崎 音男

令和 5 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりこの結果を報告します。

目 次

第 1	監 査 の 対 象	-----	1
第 2	監 査 の 期 間	-----	1
第 3	監 査 の 場 所	-----	1
第 4	監 査 の 方 法	-----	1
第 5	監 査 の 結 果	-----	1

第1 監査の対象

- (1) 令和5年度穴水町一般会計
- (2) 令和5年度穴水町国民健康保険特別会計
- (3) 令和5年度穴水町公共下水道事業特別会計
- (4) 令和5年度穴水町介護保険特別会計
- (5) 令和5年度穴水町後期高齢者医療特別会計
- (6) 令和5年度穴水町病院事業会計
- (7) 令和5年度穴水町水道事業会計

第2 監査の期間

令和5年10月11日(水) から 12日(木)までの2日間

第3 監査の場所

穴水町役場 3階 委員会室

第4 監査の方法

財務に関する事務の執行と経営に係る事務の管理について、その適否を確かめるため、正確性、合規性、経済性、有効性、効率性の各視点から監査を行った。

この監査を行うにあたり、監査委員は、全課から提出された定期監査資料に基づき、全課の関係職員から説明を受け、事務執行にかかる質問を行い、説明を求めて確認した。

第5 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、適正に執行されていると認められた。また、監査対象に対しては監査委員より各課へ次のとおり意見及び要望が挙げられた。

■各課への意見及び要望

【 総務課 】

- 能越ケーブルネット(株)が行っている光ケーブルへの移行事業に伴い、現在加入している家庭等への個別説明が事業者によって実施されているが、加入者が理解・納得いく説明を行うよう、助言して欲しい。

【 観光交流課 】

- 湯ったり館の機械設備に不具合が度々生じている。計画的な修繕を行って欲しい。
- 行事案内ポスターなど町民へ周知する掲示物について、わかりやすいレイアウトで作成するよう心がけて欲しい。

【 消防署 】

- 地下に埋設されている防火貯水槽付近に駐車禁止を促すため障害物が置かれている箇所がある。除雪等の作業に支障を来すので、他に何か方法はないか検討して欲しい。

【 環境安全課 】

- 防災士資格習得を更に推進し、災害時はもとより平時においても防災に関心を持ってもらえるよう、普及を図って欲しい。

【 住民福祉課 】

- 高齢化が進み老々介護の状況が増えていると思われるが、関係機関と連携を図り支援を必要としている方に寄り添い、各事業を活用し相談、支援の体制を整え迅速に対応できるよう努めて欲しい。
- 敬老会実行委員会補助金について、各地区での対応にばらつきがあるようだが、継続して事業の実施を行って欲しい。

【 子育て健康課 】

- 保育士による不適切な行為が報道されているが、そういった事案が発生しないよう、定期的に調査や聞き取りを行うなどして欲しい。また、窓口で相談があった場合は迅速な対応をお願いする。

【 上下水道課 】

- 施設見学の際、水ができる仕組みを学習させる事は勿論、「水はただで出来ない」ことも教え、大切に使うよう伝えて欲しい。

【 地域整備課 】

- 西川島児童公園の完成が延長されているが、一日も早く子ども達が使用できるよう努めて欲しい。
- 出町架線橋工事について、工事開始から数年が計画している。住民の避難経路となっている。一日も早く終わるよう進めて欲しい。
- 町道の除草作業は、引き続き行って欲しい。

【 教育委員会事務局 】

- 記録的な暑さが毎年更新されているが、体育館に冷房設備を取付けることを検討していただきたい。
- 穴水高校を支援する会補助金について、町外からの生徒の確保は困難な状況にあると思うが、引き続き検討していただきたい。
- B&G 体育館床に損傷が発生している。裸足で運動するとケガの恐れがあり、一度確認をしていただきたい。

【 実地調査 】

◎ あすなろ広場ランデブーポイント整備工事

このエリアが駐車禁止となる。イベント開催時には、他で駐車場の確保を図る必要がある。

◎ 穴水中学校ランチスペース空調機増設工事

- ・ 1階から3階の各ランチスペースに設置したことを確認した。
- ・ その他に、修繕等が必要と思われる箇所を確認した。
 - 1) 避難経路となっている外周通路のタイルの起伏が目立ち、避難時において危険である
 - 2) 玄関正面の時計が腐食し、外壁にさびの後がついていて見苦しい
 - 3) 窓のフィルムが劣化し、見苦しい
 - 4) 廊下等の絨毯が劣化し、箇所によっては、張り替えが必要である
 - 5) 第2体育館の扉の開閉が困難になっている（片方は、開閉禁止の状態）